

使用許可に係る審査基準・処分基準について
(広 島 市 区 民 文 化 セ ン タ ー)

令和 5 年 4 月 1 日

公益財団法人広島市文化財団

■ 処分一覧表

申請に対する処分

不利益処分

■ 審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

使用許可・同変更許可・目的外使用許可・同変更許可	（条例第 3 条第 1 項、同条 3 項）
特別設備の設置許可・同変更許可	（条例第 7 条）
利用料金の後納承認	（条例第 1 6 条第 2 項ただし書き）
利用料金の減免	（条例第 1 6 条 5 項）
利用料金の還付	（条例第 1 6 条 5 項）

■ 処分基準表（不利益処分）

入館制限、退館命令	（条例第 5 条）
使用許可の取消し、使用制限、使用停止、退去	（条例第 8 条）

処 分 一 覧 表

区 分	申請に対する処分・不利益処分
-----	----------------

(公益財団法人広島市文化財団)

番 号	法 令 名	処分の根拠条項	区 分		審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を定めない理由又は定められた審査基準若しくは処分基準を公にしない理由
1	広島市区民文化センター条例	第 3 条第 1 項	審査基準	策定する	
			標準処理期間	策定する	
2	広島市区民文化センター条例	第 3 条第 3 項	審査基準	策定する	
			標準処理期間	策定する	
3	広島市区民文化センター条例	第 7 条	審査基準	策定する	
			標準処理期間	策定する	
4	広島市区民文化センター条例	第 1 6 条第 2 項 ただし書き	審査基準	策定する	
			標準処理期間	策定する	
5	広島市区民文化センター条例	第 1 6 条第 5 項	審査基準	策定する	
			標準処理期間	策定する	

処 分 一 覧 表

区 分		申請に対する処分・不利益処分		(公益財団法人広島市文化財団)	
番号	法 令 名	処分の根拠条項	区 分		審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を定めない理由又は定められた審査基準若しくは処分基準を公にしない理由
1	広島市区民文化センター条例	第 5 条	処分基準	策定する	
2	広島市区民文化センター条例	第 8 条	処分基準	策定する	

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

担当課	公益財団法人広島市文化財団
-----	---------------

施設名	区民文化センター
-----	----------

処分名	区民文化センターの使用許可・同変更許可、目的外使用許可・同変更許可
-----	-----------------------------------

処分の根拠法令名とその条項	区民文化センター条例第3条 区民文化センター条例施行規則第3条
---------------	------------------------------------

許認可等の要件や基準を定めている法令とその条項	
-------------------------	--

〔審査基準〕

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	
1 使用の目的が、区民文化センターの設置目的に適合していること。 設置目的：「市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図る」（条例第1条） 2 使用の目的が、区民文化センターの設置目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるとき。（条例第3条第3項） 使用の用途が適当であると認めるときとは、使用制限事由（審査基準の5）に該当しない商業活動その他の事業をいう。 3 使用許可申請が施行規則第3条第2項に定める受付拒否期間に当たらないこと。（別記1参照） 4 使用しようとする日、時間及び室について、使用の妨げとなる事由が存しないこと。（別記2参照） 5 使用の制限に該当する事由が存しないこと。（別記3参照） 6 使用の条件を満たしていること。（別記4参照） 7 利用料金が適正に算定されていること。（別記5参照）	

〔標準処理期間〕

申請が到達してから決定に至るまでの期間	原則として使用許可申請日とする。 ただし、申請者が条例第3条第3項に係る目的外の使用許可申請をしているとき又は使用許可申請と同時に利用料金の減免申請をしているときは、その翌週の同じ曜日（その日が休館日であるときは、その直後の開館日）とする。
---------------------	--

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

別記 1 (受付拒否期間)

使用許可申請は、その申請に係る使用日の 1 年前のものについては、これを受け付けない。
(規則第 3 条第 2 項)

ただし、公益財団法人広島市文化財団理事長(指定管理者)において特に必要があると認めるとき(規則第 3 条第 2 項ただし書)は、次に該当する場合とする。

1 優先使用の特例

次の場合は、申請者の事業計画書等により、必要性、公益性を個別審査の上、受け付ける。

- (1) 公益財団法人広島市文化財団が行う文化事業
- (2) 国、地方公共団体又はこれらの外郭団体が主催する全市的な事業
- (3) 施設を所管する区役所が主催して行う全区的な事業
- (4) 1 年以上前から会場確保をしなければ実施が困難と認められる次の文化事業、学会、研究会等。
 - ア 国際的、全国的若しくは広域的(中国ブロック以上)な事業
 - イ ホールを長期連続(3 日以上)して使用する事業
 - ウ 全施設を使用する事業
 - エ 全国巡回公演のうち当該施設において毎年恒例(5 年連続)と認められるもの
- (5) 中区民文化センターの能舞台の使用に際し、宗家の招聘等、1 年以上前から会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの

2 連続使用する場合の優先使用の特例

次の場合は、使用しようとする日の初日の一年前に一括して受け付ける。

ただし、使用しようとする日の一年前受付のために、他の予約希望者が既に待機していることが明白な場合を除く。

- (1) 仕込み・リハーサルを伴う地域活動又は文化活動の催物で、区民文化センターのホール又はスタジオ(一体として使用する場合は諸室を含む。)を 2 日以上連続して使用する場合
- (2) 展示会等で、ロビーを 2 日以上連続して使用するとき

別記 2 (使用障害事由)

- 1 既に他の申請者に対し、使用許可をしているとき。
ただし、同一の日時に、同一の施設を使用しようとする申請者が2以上ある場合は、許可は申請時の先着順とする。
- 2 使用しようとする日が休館日（規則第2条関係）であるとき。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、管理上支障のない範囲内で使用を許可する。
 - (1) 公共的団体からの申請で、団体の設置目的、事業の公共性を個別具体的に審査し、使用目的が収益事業ではなく、かつ休館日の使用がやむを得ないと認めた場合。
 - (2) 公職選挙法に基づく個人演説会、政党演説会、政党等演説会及び選挙期間中の政談演説会を行う場合。
 - (3) ホールを使用する事業（一体として使用する場合はの諸室を含む。）で、該当日でなければ事業の実施が困難と認められ、2か月前までに申し出た場合。
- 3 使用しようとする時間が開館時間（規則第2条関係）外であるとき。
ホール又はスタジオ（一体として使用する場合はの諸室を含む。）の午前9時前又は午後9時以降各1時間の使用については、使用日の1か月前までに事前協議を終了したものについて管理上支障のない範囲で許可する。
ただし、撤収時の延長はこの限りではない。
なお、次の場合に限り、必要と認められる範囲で午前9時前の客入れは認める。
 - (1) 原爆の慰霊祭など特定の時間に行事を行う必要のあるもの。
 - (2) 国際的、全国的若しくは広域的（中国ブロック以上）な学会・研究会で午前9時前に客入れしなければ、開催に支障をきたすもの。

〈参考〉

「区民文化センターの休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することがある。」（規則第2条）

(1) 休館日

ア 中区民文化センター 12月29日から翌年1月3日まで

イ 東区民文化センター、南区民文化センター、西区民文化センター、安佐南区民文化センター、安佐北区民文化センター、安芸区民文化センター及び佐伯区民文化センター

(ア) 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

(イ) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

別記3 (使用制限事由)

使用制限事由は次の各項の事例に該当し、そのおそれが明白かつ現在のものとする。

- 1 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき（条例第4条第1項第1号）
 - (1) 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがあるとき。
 - (2) 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められるとき。
 - (3) わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うため使用しようとするとき。
 - (4) 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うために使用しようとするとき。
 - (5) 常設の店舗・事務所がないなど、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがあるとき。
- 2 施設又は設備をき損するおそれがあるとき（条例第4条第1項第2号）
 - (1) 建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備付物品等を傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険な物の使用を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
 - (3) 特に火の使用を認められている室以外の室を、火の使用を伴う事業を行うため使用しようとするとき。ただし、当該施設の防火管理者の承認、消防署長の許可を得た場合はこの限りでない。
- 3 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき（条例第4条第1項第3号）

音、におい、振動等により他の入館者等に耐えがたい苦痛をもたらすような事業を行うため使用しようとするとき。
- 4 その他管理運営上支障があるとき（条例第4条第1項第4号）
 - (1) 収容定員を越えて入場させようとするとき。
 - (2) 車いす使用者用客席を本来の目的以外で使用するとき。
 - (3) 建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが当該工事等の支障になると認められるとき。
 - (4) 遺体の持込みを伴う告別式等をするとき。
 - (5) 飲食を主たる目的とする行事のため使用するとき。
 - (6) 条例第3条第3項に係る目的外使用であって、学習塾の教室など特定の曜日、時間に施設を反復継続して使用しようとする等、地域活動、文化活動の場という施設の設置目的の達成に支障となるとき。
 - (7) 施設の使用を許可することにより、他の施設の使用又は施設の使用機会の提供の妨げとなると認められるとき。
 - (8) 公益財団法人広島市文化財団理事長（指定管理者）において特に管理運営上支障があると認めるとき。
- 5 使用が引き続き3日を超えるとき。（条例第4条第2項）

ただし、特別の必要があると認められるとき、又は管理運営上支障がないと認められるときはこの限りでない。（条例第4条第2項ただし書）

引き続き3日とは、同一の室を全日又は使用時間にかかわらず、連続して3日使用する場合であり、ただし書に定める事例は次のとおりである。

 - (1) 連続3日以外に物品の搬入搬出のため必要と認められる場合は、前後にそれぞれ1日を加えることができる。
 - (2) 文化活動の発表を目的とした展示会等のためにロビーを使用する場合（商業活動を除く。）は、連続7日まで使用を認める。この場合において、物品の搬入搬出のため必要と認められるときは、前後にそれぞれ1日を加えることができる。
 - (3) 別記1の1優先使用の特例(1)及び(2)に該当するとき。
 - (4) 使用前6か月未満に受け付けるものは、連続7日まで使用することができる。この場合において、物品の搬入搬出のため必要と認められるときは、前後にそれぞれ1日を加えることができる。
- 6 18歳未満の児童・生徒が自ら使用許可申請をしているとき。

別記 4 (使用条件)

施設の利用については、次の条件を付するものとする。ただし、第3項から第7項までの条件は、使用内容に応じて省略することができるものとする。

- 1 使用時間（事務室での鍵の受渡し、使用施設への搬入、準備から後片付け、搬出、事務室への鍵の返却までの時間を含む。）を遵守すること。
なお、使用許可時間の前に他の利用がなく、管理運営上支障がない場合は、使用許可時間の5分前から施設の鍵を受け渡すことができるものとする。
- 2 収容定員を厳守すること。
- 3 受付整理員を適正に配置すること。
- 4 場内整理員を適正に配置すること。
- 5 ホール観客へのマナー指導
 - (1) ホール内で飲食・喫煙を行わないこと。
 - (2) ホール内に缶ジュース、ガム等を持ち込まないこと。
- 6 駐車場整理員を適正に配置すること。
駐車場が満車になった場合は、満車の表示及び指導員の配置を行うこと。また、必要に応じて所轄の警察と事前協議すること。
- 7 災害などの緊急事態に備え、観客の避難誘導、緊急連絡、緊急措置について対策を講じておくこと。

別記 5 (利用料金の取扱い)

- 1 入場料の取扱い
 - (1) 入場料とは、入場料、観覧料、会費、授業料、出席負担金その他これに類する金銭を言い、募金、布施、志納金、教材費これに類するものを含まない。ただし、募金等であって、額を定め強制的に募る場合は、当該募金等を入場料とみなす。
 - (2) 会費制で催し物を行う場合の入場料の区分は、次のとおりとする。
 - ア 会員のみの場合 会費（催し物1回分相当）の額に応じた入場料区分
 - イ 会員以外の入場を有料で認めている場合 会員外の支払額に応じた入場料区分
- 2 商業活動の取扱い
商業活動とは、次のような事例であるときとする。ただし、広島市が主催又は後援する催し物等は除く。
 - ア 営利を目的とした団体（株式会社、有限会社等）が使用するとき。ただし、文化活動の推進に寄与するため、一般市民を対象にして、入場料無料で使用するもので、当該団体等の本来業務に付随しないメセナ活動等を実施する場合は商業活動としない。
 - イ 個人又は団体が、商品又はサービスの販売・宣伝・展示・発表、教室、興行等営利を目的として使用するとき。
 - ウ ア及びイに該当しない音楽会、演芸会、講演会、講習会等で当該行事に付随しない物品・教材等を販売するとき。ただし、慈善を目的とした物品販売で売上金が公共的団体に寄附されることが確実と認められる場合は商業活動としない。（申請時に寄附先団体の証明等又は寄付実績の証明等を添付すること）
- 3 前日の仕込み又はリハーサルの施設利用料金の額の取扱い
催物当日と同一区分の料金で徴収する。
- 4 附属設備利用料金の取扱い
 - ア 附属設備利用料金は、施設使用区分のうち附属設備を実際に使用する区分のみ徴収する。
 - イ 区民文化センター内の他の施設（室）の附属設備を移設して使用するときの利用料金の額は、その設備を有する元の施設（室）における利用料金の額とする。
 - ウ 電気陶芸窯の取扱い
電気陶芸窯のみを使用し施設（室）を使用しない場合は、附属設備利用料金のみを徴収する。
なお通電は開館時間内に限る。

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

担当課	公益財団法人広島市文化財団
-----	---------------

施設名	区民文化センター
-----	----------

処分名	区民文化センターの特別設備の設置許可・同変更許可
-----	--------------------------

処分の根拠法令名とその条項	区民文化センター条例第7条
---------------	---------------

許認可等の要件や基準を定めている法令とその条項	
-------------------------	--

〔審査基準〕

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	
1 特別の設備とは、使用者が持ち込む設備・機器等をいう。 2 次の場合は特別設備の設置許可をしない。 (1) 特別設備の設置又は撤去の際に、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備付物品等を傷つけるおそれがあるとき。 (2) 搬入しようとする特別設備の形状、大きさ、重量、消費電力等が施設の構造、容量等に適合していないとき。	

〔標準処理期間〕

申請が到達してから決定に至るまでの期間	使用許可申請があった日から、その翌週の同じ曜日（その日が休館日であるときは、その直後の開館日）までとする。
---------------------	---

＊ 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

担当課	公益財団法人広島市文化財団
-----	---------------

施設名	区民文化センター
-----	----------

処分名	区民文化センターの利用料金の後納承認
-----	--------------------

処分の根拠法令名とその条項	区民文化センター条例第16条第2項ただし書
---------------	-----------------------

不利益処分の要件や基準を定めている法令とその条項	
--------------------------	--

〔審査基準〕

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	利用料金の後納は、次のいずれかに該当する場合に限る。 (1) 国、地方公共団体等が使用する場合。 (2) 公職選挙法に基づき、公職の候補者が公費負担で個人演説会を開催するとき。 ただし、候補者自ら負担するものは前納とする。 (3) 使用当日、使用者の責めに帰することができない理由により、やむを得ず使用時間等の変更をしたことにより、緊急に利用料金の納付を行う必要が生じたとき。 (4) 緊急に附属設備の使用が必要になったとき。
-----------------------------	---

〔標準処理期間〕

申請が到達してから決定に至るまでの期間	後納の申請があった日から、その翌週の同じ曜日（その日が休館日であるときは、その直後の開館日）までとする。
---------------------	--

＊ 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

担当課	公益財団法人広島市文化財団
-----	---------------

施設名	区民文化センター
-----	----------

処分名	区民文化センターの利用料金の減免
-----	------------------

処分の根拠法令名とその条項	区民文化センター条例第16条第5項

不利益処分の要件や基準を定めている法令とその条項	

〔審査基準〕

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	使用団体及び使用目的の事業が次に該当するものについて、利用料金の全額を免除する。 (1) 広島市の市議会、市長部局、消防局若しくは行政委員会が主催し、又は経費等を負担し、共催して使用する場合。 ただし、次に該当する場合は除く。 ア 事業への経費分担又は労力提供等を伴わない名義貸しの共催の場合 イ 前日の仕込み、リハーサル以外の事前の開催準備の場合 ウ 広島市選挙管理委員会が国政選挙及び県知事・県議会議員選挙のために使用する場合 エ 広島市教育委員会のうち学校が全校的な学校行事以外の行事で使用する場合 オ 国又は地方公共団体の職員のみが出席する部内講演・研修・会議のため使用する場合 (2) 広島市の指定管理者が、指定管理者として広島市条例又は広島市規則に定める事業を実施する場合 (3) 公益財団法人広島市文化財団が主催して事業を実施する場合 〔注〕 学校行事とは、全校又は学年を単位とし、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動をいう。 学級会活動、生徒会活動、クラブ活動は全校的な学校行事に含まない。 ※学校行事の事例 入学式、卒業式、始・終業式、就・離任式、開校記念日、学芸祭（文化祭）、音楽会、作品展、鑑賞会、講演会等
------------------------------------	---

〔標準処理期間〕

申請が到達してから決定に至るまでの期間	減免の申請があった日から、その翌週の同じ曜日（その日が休館日であるときは、その直後の開館日）までとする。
---------------------	--

＊ 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

担当課	公益財団法人広島市文化財団
-----	---------------

施設名	区民文化センター
-----	----------

処分名	区民文化センターの利用料金の還付
-----	------------------

処分の根拠法令名とその条項	区民文化センター条例第16条第5項
---------------	-------------------

不利益処分の要件や基準を定めている法令とその条項	
--------------------------	--

〔審査基準〕

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	
既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。 (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額 (2) 使用日の2か月前（ホール以外の諸室にあっては1週間前）までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額 (3) 使用日の1か月前（ホール以外の諸室にあっては前日）までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額 1 上記第2号、第3号に掲げる場合は、理由のいかんを問わず無条件で返還する。 2 使用者の責めに帰することができない理由（上記第1号）は、次のとおりである。 (1) 台風、洪水、地震、火災その他の災害のため建物が損傷又は故障し、一般の使用に供することが困難又は危険な状態となったとき。 (2) 使用するに当たり第三者の妨害等により使用できなくなったとき。 (3) 建物の改修工事等を緊急に行う必要が生じたとき。 (4) 災害救助法に定める避難所として使用する必要が生じたとき。 (5) その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できないとき。 3 公職選挙法による個人演説会にかかる利用料金の還付については公職選挙法施行令第120条第2項の規定による。 4 使用日当日に人数の変更等やむをえない理由により施設の変更を申し出た場合は変更前の既納利用料金を変更後の利用料金に充てることができる。ただし、既納利用料金の変更後の利用料金を超える場合は差額の返還を行わない。 5 利用料金の返還及び変更使用許可に係る手続の処理基準は別記1のとおりである。	

(参考)

個人演説会等の施設の管理者は、公職の候補者等がこれを使用すべき日の前2日までにこれを使用しない旨を申し出た場合又は天災その他やむを得ない事由が生じたためにこれを使用することができなくなった場合においては、前項の規定により公職の候補者等が納付した納付金を公職の候補者等に返さなければならない。(公職選挙法施行令第120条第2項)

〔標準処理期間〕

申請が到達してから決定に至るまでの期間	使用の取消し又は変更を申し出た日から40日以内
---------------------	-------------------------

＊ 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

別記1 利用料金返還等手続基準

- 1 変更使用許可に伴う利用料金の返還・徴収の取扱い
 - (1) 当初使用許可に基づく利用料金の返還相当額と変更使用許可に基づく利用料金との差額を返還又は徴収する。
 - (2) 使用日当日の施設変更は当初使用許可と同じ時間に限り既納の利用料金と変更使用許可に基づく利用料金との差額を徴収する。(返還は行わない。)
- 2 連続使用又は複数の部屋の使用許可を1枚の申請書で行っている場合に、その後1日分又は1部屋分の取消し又は変更を行う場合の取扱い

1日単位又は1部屋単位で独立したものとみなし、1日又は1部屋分のみとして還付又は差額を徴収する。
- 3 端数金額の取り扱い

返還額、返還相当額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てる
- 4 申出期間の取扱い

第2号にいう「2か月前(1週間前)まで」とは、使用日の2か月前(1週間前)の応答日の前日までに取消し又は変更を申し出た場合をいう。ただし、その日が休館日であった場合は、直後の開館日とする。

第3号にいう「1か月前まで」とは、使用日の1か月前の応答日の前日までに取消し又は変更を申し出た場合をいう。ただし、その日が休館日であった場合は、直後の開館日とする。

第3号にいう「前日」が休館日であった場合は、使用当日の使用開始時刻までとする。

処分基準表（不利益処分）

担当課	公益財団法人広島市文化財団
-----	---------------

施設名	区民文化センター
-----	----------

処分名	区民文化センターの入館制限、退館命令
-----	--------------------

処分の根拠法令名とその条項	区民文化センター条例第5条
---------------	---------------

許認可等の要件や基準を定めている法令とその条項	
-------------------------	--

〔処分基準〕

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	入館制限、退館命令事由は次の各項の事例に該当し、そのおそれが明白かつ現在のものとする。 1 伝染性の病気にかかっていると認められる者（条例第5条第1号） 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定める感染症に感染している者。ただし、同法第6条第5項及び同条第6項で定める感染症を除く。 2 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者（条例第5条第2号） (1) 泥酔している者 (2) 音、におい、振動等を発する物品を所持又は自ら騒音、怒声を発したり、暴力を用いる等他の入館者に耐えがたい苦痛をもたらしていると認められる者 (3) 刃物、銃器等その他危険と認められる物品を携帯している者 (4) ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険な物品を所持している者 (5) 犬、猫その他動物をつれている者（盲導犬、介助犬を除く。） 3 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者（条例第5条第3号） 使用許可に係る審査基準のうち使用制限事由（別記3参照）の「1 秩序又は風俗に害するおそれがあるとき」（条例第4条第1項第1号）の事例に掲げる行為を行うおそれがあると認められる者 4 その他管理運営上支障があると認められる者（条例第5条第4号） (1) 使用にあたって許可を要する施設・附属設備を許可を得ないで使用している者 (2) 区民文化センターを利用しないのに駐車場、駐輪場に車両を駐車・駐輪している者 (3) 区民文化センターの構内で、許可を得ない募金、署名、募集、集会等を行っている者 (4) 禁煙、飲食・飲酒禁止、非供用区域の立入禁止など施設管理上の必要な指示に従わない者 (5) 区民文化センターを利用しないのに、児童室を使用する者（授乳やおむつ替えとして使用する場合を除く。）
------------------------------------	--

処分基準表（不利益処分）

担当課	公益財団法人広島市文化財団
-----	---------------

施設名	区民文化センター
-----	----------

処分名	区民文化センターの使用許可の取消し、使用制限、使用停止、退去
-----	--------------------------------

処分の根拠法令名とその条項	区民文化センター条例第8条
---------------	---------------

許認可等の要件や基準を定めている法令とその条項	
-------------------------	--

〔処分基準〕

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	処分は次の事項を考慮して行う。処分内容及び程度の決定に当たっては、管理運営上必要最小限のものとする。 1 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき（条例第8条第1号） (1) 条例第3条第1項規定に違反し、許可をうけた事項に反して施設及び附属設備を使用しているとき。（条例第3条第3項の許可を受けた場合も同様とする。） (2) 第6条の規定に反し、施設及び附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又は使用権を譲渡したとき。 (3) 第7条第1項の規定に違反し、許可を受けた事項に反して特別設備を設置したとき。 2 使用者が使用条件に違反したとき。（条例第8条第2号） 3 条例第4条第1項各号に規定する事態が生じたとき。（条例第8条第3号） (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあるとき。 (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。 (4) その他管理運営上支障があるとき。 事例については、使用許可に係る審査基準のうち、「別記3 使用制限事由」を参照のこと。
------------------------------------	--